

建築基準法第51条ただし書許可について

建築基準法第 51 条ただし書による産業廃棄物の中間処理施設の位置

名 称	用途地域	位 置	敷地面積
産 業 廃 棄 物 の 中 間 処 理 施 設	準工業地域	仙台市宮城野区蒲生五丁目 6-2	2,015.81 m ²

(内容説明)

本事業者は、本計画地において、市内から発生する廃プラスチック、木くず、ガラスくずなどの混合廃棄物を分別し、破碎・溶融固化・圧縮梱包などの中間処理を行う事業を計画しております。

本事業における破碎施設は、「建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 第 1 項、第二号イ」の規定に該当し、建築基準法第 51 条ただし書の許可を受ける必要があることから、仙台市都市計画審議会に付議するものです。

<処理能力に関する規定>

・産業廃棄物

- 廃プラスチック類の破碎施設で、1 日当たりの処理能力が 5 トンを超えるもの
- 木くず・がれき類の破碎施設で、1 日当たりの処理能力が 5 トンを超えるもの

(理由)

本計画地は、JR 仙台駅から東方約 11 km、仙台港南側の七北田川沿いに位置しており、本市都市計画マスタープランにおいて、産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積を図る、工業・流通・研究区域に位置しています。

また、本計画地は、被災市街地復興土地区画整理事業により整備された蒲生北部地区にあり、計画地周辺は、事務所・工場・倉庫などの業務系の土地利用が行われることとなっております。

加えて、津波による危険の特に著しい地域として災害危険区域に指定されており、住宅の新規立地ができない地域であることから、今後住宅施設との混在化が進むことはなく、本市の工業・流通・研究区域の施策展開の方向性に適合するものです。

本事業における、廃プラスチック類及び木くず・がれき類の破碎に伴う騒音・振動等については、準工業地域内における本市の規制値内であり、周辺環境に支障等が発生しないほか、施設への廃棄物搬出入等に伴う通行車両台数について、周辺交通への影響が少ないことを確認しています。

以上のことから、本施設の敷地の位置については、都市計画上支障がないと考えられます。

施設概要

施設名称		(仮称) 陸前総合開発株式会社 資源循環処理施設
申請者		仙台市宮城野区港三丁目 8 番 9
		陸前総合開発株式会社 代表取締役 甘木 英壽
敷地	位置	仙台市宮城野区蒲生五丁目 6-2
	面積	2,015.81 m ²
	用途地域	準工業地域
処理施設	用途	産業廃棄物の中間処理施設
	処理能力	産業廃棄物 破碎施設 廃プラスチック類 30.616 t/日 木くず 48.112 t/日 がれき類 129.464 t/日
その他		建築物の概要 廃棄物処理施設 鉄骨造 地上2階建て 682.80 m ²

